

第八回 参議院大蔵委員会會議録第三号

昭和二十五年七月二十一日(金曜日)午後一時三十分開会

本日の會議に付した事件

○小委員会設置の件

○小委員及び小委員長選任の件

○船舶公団の共有持分の処理等に関する法律案(内閣送付)

○関税法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○証券取引法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(小串清一君) これより大蔵委員会を開会いたします。初めにちよつと申し上げますことは、前回に森下委員よりこの會議の席の変更の御意見がありまして、大体出席の皆さんの御賛成を得たのでありますが、その問題が本日委員長並びに運営委員の連合懇談会がありまして、その席で波多野予算委員長からも意見が出まして、これは、この席を交えることは、いろいろそれには長所短所があるようだしするから、皆さんで研究して決めたらどうだという……併しそのとき私が大蔵委員会で大体をういつたことでやつてみようかと思つて大体決めたのだ、それを少し皆さんにも相談をして……、本日は従来のままでやります。その点を森下君に御了解願つておきます。

○委員長(小串清一君) それではこれより本委員会に請願及び陳情に関する小委員会を設置すること

とについてお諮りをいたします。本委員会におきまして、従来毎国会に請願及び陳情の審査に便ならしめるために小委員会を設けて審査をいたして参つたのでございますが、この国会におきましても、小委員会を設けて審査の迅速を期したいと存じます。御異議ありませんか。

○委員長(小串清一君) 御異議なしと認めまして、請願及び陳情に関する小委員会を設置することに決定をいたします。

○委員長(小串清一君) 次にこの小委員の員数及び小委員の選任並びに小委員長の選任の方法を如何にしたらよろしうございませうか、お諮りいたします。

○佐多忠隆君 小委員の数は六名とし、小委員の選任及び小委員長選任の方法は、委員長の指名に一任することの動議を提出いたします。

○委員長(小串清一君) 只今の佐多委員の動議に御異議ありませんか。

○委員長(小串清一君) それでは佐多委員の御発言通り、小委員会を設けることにいたしました。小委員の数は六名とし、小委員は私から御指名を申し上げます。大矢半次郎君、九鬼紋十郎君、清澤俊英君、杉山昌作君、油井賢太郎君、森八三三君を御指名申し上げます。そうして小委員長は大矢半次郎君を指名いたします。どうかよろしくお願

い申し上げます。

○委員長(小串清一君) それではこれより本日の議事となつております船舶公団の共有持分の処理等に関する法律案、それから証券取引法の一部を改正する法律案、関税法の一部を改正する法律案、右三案は予備審査でありませんが、これを一括して政府当局の説明を聴くことにいたします。

○政府委員(西川甚五郎君) 只今より船舶公団の共有持分の処理等に関する法律案の提案理由を御説明いたします。

船舶公団は、本年四月一日を以て解散し、目下清算中でありましたが、本年九月三十日までに清算を終了しなければならぬことになつております。而して船舶公団は、他の船舶所有者との共有契約により船舶を共有しているのでありまして、この公団の持分は、共有者たる船舶所有者が十年以内に買取り取ればよいことになつておるのであります。併しながら現在の海運界の現状では船舶所有者が公団の持分を直ちに買取り取るとは困難であつて、その処分は長期間に亘ることが予想され、従つてその期間中は、船舶公団の清算は終了しないことなるのであります。

以上述べました理由で船舶公団の他の船舶所有者と共有する船舶公団の持分を国に引き継ぐことにより船舶公団の清算を短期に終了させると共に、船舶公団の復興金融庫に対する債務の

弁済並びに国の復興金融庫及び船舶公団に対する出資の減少について特別の措置を講ずる必要がありまして、これがこの法律案を提出する理由であります。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことを希望いたします。

次に証券取引法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

今回改正しようとする主なる点は次の二点であります。

その第一点は、証券業者の登録拒否原因の整備であります。即ち昨年末以来の株式市況の不振によりまして、証券業者の資産内容は悪化し、一部の証券業者の現在におきましては、証券業者の資産内容の充実を図る必要があること及び現在の登録拒否事項のみでは、従来の実績に徴し、場合によつては却つて投資者の保護に欠ける虞れがある点にかんがみまして、この際、従来の登録拒否事項の外に、登録申請者の資本金額又は資産の額について、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則で定める額に満たない者に対しては、証券業者の登録を拒否することとしたこととあります。

改正の第二点は、証券業者の営業保証金についてであります。即ち、営業保証金に充てることができるとしてあるに過ぎませんが、国債証券も相當に償還されましたので、国債証

券の外に、今回新たに、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券又は社債券を加えることにいたしましたこととあります。

以上が改正法案の要点であります。何とぞ速かに御審議の上御賛成あらんことをお願いいたします。

○政府委員(吉田晴二君) それでは政府次官から提案理由を御説明いたします。船舶公団の共有持分の処理等に関

する法律案につきまして、管財局長から一応説明を申し上げます。

○委員長(小串清一君) どうぞお願いいたします。吉田晴二君説明を願います。

○政府委員(吉田晴二君) それでは政府次官から提案理由を御説明いたします。船舶公団の共有持分の処理等に関

する法律案につきまして、管財局長から一応説明を申し上げます。

○委員長(小串清一君) どうぞお願いいたします。吉田晴二君説明を願います。

○政府委員(吉田晴二君) それでは政府次官から提案理由を御説明いたします。船舶公団の共有持分の処理等に関

する法律案につきまして、管財局長から一応説明を申し上げます。

○委員長(小串清一君) どうぞお願いいたします。吉田晴二君説明を願います。

する法律案につきまして、概括的にこれを御説明申し上げます。御手許に数字の資料が一枚お配りしてあると存じます。これについて……只今政務次官から御説明いたしましたように、この九月末で船舶公団が清算を完了しなければならぬわけでございます。その場合の船舶の共有持分というものは、船舶公団に残るわけでありまして、その価格はここにありまして、今年三月末で百三十五億三千万円でございます。それから減価償却引当金十三億一千万円を引きますと、差引き百二十一億九千三百万円というものが、大体この共有持分として残ることになっております。これを国の方へ引き継ぎます場合に、船舶公団の方には、これに見合うものとしたしましては、政府から出資いたしました金額が、約五十六億九千七百万円と、外に復金から借入れましたものが七十億七千八百万円でございます。特にこの借入金につきましては、政府がこの公団から共有持分を全部移してしまふという、公団の方には借入金だけがあつて、財産がなくなるというふうな恰好になりますので、同時にこの復金の借入金という七十億七千八百万円を、政府へ債務を引き継ぐ。こういう措置を取らねばならないことになるわけでありまして、そこで次の行にありますが、共有持分の価格、百二十一億九千三百万円から復金の借入金七十億七千八百万円を引きますと、五十一億一千五百万円というものが残るわけでありまして、これが先程申し上げました基本金、政府の公団に出資しました基本金によつて、公団が共有持分を持つておつた分に相当するわけでありまして、そこで現

在の基本金五十六億九千七百万円から五十一億一千五百万円を引きますと、基本金の残額として、政府の方に収入として入つて来る金額になるわけでありまして、この数字を一応頭に置いて頂きたいと思います。

第一條は「大蔵大臣は、船舶公団の清算事務の終了を促進するため必要があるときは、船舶公団の他の船舶所有者との船舶の共有契約に基づく持分、その他の権利義務を国に引き継ぐことができる。」という第一項の規定であります。御承知のように船舶公団というものは、従来から船舶の建造、或いは修理の場合に、船主と共同してその費用を出した。つまり一隻の船がここにありまして、その中の仮に五割なら五割というものは、船舶公団が建造費を出し、あとの残り五割は船主が金を出す。こういうことになっております。そしてその公団の出しておりました五割というものは、どこから出したかと申しますと、船舶公団の一部は政府の出資から出しまして、一部は復金から借り入れた金で出しておる。そしてその分がいわゆる公団の共有持分になる。一方船主が復金から借入れ、又市中銀行から借入れまして出した分が、これが船主の共有持分でありまして、つまり一隻の船についてそういうふうな公団の共有持分と、船主との間の共有持分がありまして、而もその金の面からいいますと、公団の出した金には政府から出した分の、復興金融庫から借入れた分と両方ある。こういうことになっておりますが、只今申し上げました船舶公団の船に対する共有持分を、これを国に引き

継ぐというのが第一項であります。従つてこれは船舶公団の資産の分にあると、ますものを、国の方に持つて来るわけでありまして。

第二項では、先程申し上げましたように、「前項の規定により船舶公団の共有契約に基づく権利義務を引き継いだときは、その引継の日において船舶公団の復興金融庫に対する債務を引き受ける。」只今申し上げましたように公団が共有持分を持つために、一方は政府から出資金を出して貰つておりますし、又一方は復金から借りておる。そこで公団としては復金から相当に、先程申し上げましたこの七十億の債務を持つておる。これをこのままに放つて置くと、公団としては共有持分である資産の分は取られる、債務は残るといふことになりまして、債務は残るといふ然このときに国に引継がなければ清算ができないわけでありまして、そこでこの七十億七千八百万円という債務を国の方に引受けることに規定したわけでありまして。

それから第三には、そういうふうにして国の方へ引継ぎました復興金融庫の債務というものは、つまり国が復興金融庫に借りておる債務ということになりまして、肩替りをしたわけでありまして、その結果は国が復興金融庫に七十億八百万円の借金がある。ところが国としては復興金融庫に対して千二百億の資本を出しておりますので、この借金を国が復興金融庫に現金で拂ふ必要はないので、その資本の額をそれだけ減少すればそれでいいことになりまして、特にこれを法律に規定して簡便な方法を用いて債務の返済をしたものとみなして措置する。

そのために第三項の規定を入れたわけでございます。

次に第四項でございますが、第四項は先程申し上げましたように、船舶公団の共有持分がこれで国に廻り、復金からの債務は処理ができたわけでありまして、残つた政府からの出資金がどうなるか、政府が公団に出資してあります五十六億九千七百万円というものをどうするかということでありまして、その分につきましては、つまり共有持分の価額から復興金融庫に対する債務の金額を引いた分、この法律では「共有持分の価額が第二項の規定により引き受けた船舶公団の復興金融庫に対する債務の金額をこえるときと書いてあります。逆にいえば共有持分から復金の債務を引いた額、先程数字で御説明いたしました五十一億一千五百万円でございますが、この五十一億一千五百万円というものを基本金の減少を行つて、従つて先程数字で御説明いたしましたように五十六億九千七百万円から五十一億一千五百万円を引くということをするわけでございます。これによつて船舶公団の持つておりました船に対する共有持分を国に引継ぎ、同時に公団が復興金融庫に持つておりました債務を消滅させる。又国から出しておつた基本金の部分を消滅させる。残つた基本金は五億八千二百万円になる、こういう操作をするわけでございます。

そして第五項は、これは手続を決めましたわけで、前項の基本金の減少のための定款の変更、これは従来は運輸大臣の認可を経てやることになつておつたのでありますが、今回はこれは清算に入りましてからは大蔵大臣の監督になつておりますので、大蔵大臣の認可を受けて行うことにいたしました。又これを定款変更の登記をすることを規定したわけでありまして。

その次の第二條は、これは船舶公団法には廃止の規定が公団法そのものにはございませぬので、これは恐らくこの共有持分の契約が相当長期に亘る契約になつておりましたので、特に船舶公団法の中に、他の公団法と違ひまして、廃止の規定がなかつたものと考へられておりますが、こういうふうな国の方へ共有持分を引継ぐことには、まずれば、船舶公団は廃止しても差支えないこととございまして、これは廃止をすることにいたしましたわけでございます。ただこの清算につきましては法律施行前にした行為の罰則の適用、それから公団そのものの清算については尚施行後も効力を有する必要があるもので、但書としてその旨を規定したということになっております。

以上條文についての御説明を終ります。

○野澤勝君 今の数字は何ですか、残るのは二億ぐらいですか。

○政府委員(吉田晴二君) 五億八千二百万円でございます。

○油井賢太郎君 この国に引継ぐという、つまり国有財産になるわけですか。それは国としてどういふ管理をするのですか。そういうふうな明細をちよつと……。

○政府委員(吉田晴二君) これは共有持分はやはり性質上国の財産になるわけでありまして、その管理につきましては御手許に又細かい、こういう一枚の船舶共有契約書という契約書がお配りしてあるのでございますが、この船舶

共有契約書に基いてこの管理をするこ
とになるわけでありませう。ただ政府の
方針として成るべくこの契約により
ますと、共有開始後十
ヶ年以内においては公団は予め相手方
の承諾を得ない以上その持分を第三者
に譲渡することはできないという規定
が第十二條にございますので、相手方
の承諾を得ない間はなか／＼この共有
持分の処理ができないような状態にな
つておりますが、その点についてはで
きるだけ相手方つまり船主との間に交
渉を進めまして、成るべく早くこの持
分の措置を進めたい。従つて國の財産
として持つ期間を成るべく短かくした
い、こういうふうにご考慮願ひいたし
てあります。

○油井賢太郎君 そうしますと、その
國有となつた場合の、國の持分となつ
た場合のいわゆる國の所得はどのよう
なところから、どういふものを標準とし
て生れて来るのでございませうか。

○政府委員(吉田晴二君) これはこの
共有契約によりまして運営は船主がや
ることになつております。従つてその
船主がその船舶を運営いたしまして、
それによつて何といひますかその利益
を得たものを、國の方へ持分の比率に
よつて、多少いろいろ條件がございま
すが、この契約の條件によつて國の方
に納めるということになるのでありま
す。

○油井賢太郎君 その場合必ずしも黒
字ばかり出るとは限らぬと思ひます
が、赤字のような場合どうしますか。

○政府委員(吉田晴二君) これは赤字
になりました場合には、次の期に繰越
して来るということになりまして、つ
まり債権の形になつて残つて来ると思
ひます。

○油井賢太郎君 そうしますと、黒字
の場合にはそういうことができるのです
が、何か一定の率か何か、使用料とか
いうものは決めておかないと赤字にな
つて拂えるとか拂えないとかいふのは
分らんわけですね。それはどういふの
ですか。

○政府委員(吉田晴二君) これは細か
く申しますと、共有契約書を成る程度
御説明をして行かないといけませんか
存じますが、つまり大體に申上げま
すと、経益金からいろいろの諸経費
を差引まして、その諸経費を差引
た分のうち、先ず船主の金利を船主が
取る。その次に公団が公団分の金利を
取る、その次に船主が船主の償却分を
取る、その次に公団が公団の償却分を
取る。こういうふうになつて、
尙これに対して繰越損になれば、更に
繰越損を補填する。繰越損を補填して
尙余裕がある場合には、それは船主の
方が取る。こういうふうな條件になる
わけでありませう。

○油井賢太郎君 船主が十年以内に船
主が買取ることがなか／＼困難のよう
ですが、それは要するに建造費が非常
に高かつたために、そういうふうにな
つて居るのですか。或いは高い建造費
のものに安い建造費のものがあるわけ
ですか。そういうふうな違つた船舶
についてはいろいろ又條件が變つて来
ると思ひますが、そういう点
少し詳しく御説明願ひたいと思ひま
す。

○政府委員(吉田晴二君) これは御承
知の通り、船舶を公団で造ります場合
は漸次造つて参りました、或いは修理
をして参りましたので、昔早くこれを
実施しましたときには非常に船価が安
いわけですね。それからだんだん／＼最近
の船になる程トソ当りの船価が上つて
来る。ですから船主にとその状況も違
つて来ております。そこで今のお話の
ように船価が高いから買えないという
よりも、むしろ何と言ひますか、現在
の海運界の状況が必ずしもよくない状
況にもよるのだと思ひます。海運界の
状況が非常に好転すると
いうようなことになれば、むしろ早く
船主がこれを買取るといふ方が船主の
利益になるという場合があるだろうと
思ひます。

○油井賢太郎君 所有者が買取るとい
ふのはいつでも拂渡しをするといふ、そ
ういふ原則になつて居るわけですね。
その拂渡しの額額といふものはその
船々の建造費によつて皆違つておる。
そう解釈していいですね。

○政府委員(吉田晴二君) 只今のお話
の通りでございまして、いわゆる簿価
で以て買取るといふふうになつてお
ります。

○油井賢太郎君 それから非常に建造
費が高くなつておつて、今造つたもの
よりも高いものが相当あると思はれる
のですが、そういう際にはもつと買取
額を低くしてやつたり、そういう
たような措置は講じられないのです
か。

○説明員(阿部達一君) お答えいたし
ます。
〔理事佐多忠隆君退席、委員長着
席〕

○油井賢太郎君 それから非常に建造
費が高くなつておつて、今造つたもの
よりも高いものが相当あると思はれる
のですが、そういう際にはもつと買取
額を低くしてやつたり、そういう
たような措置は講じられないのです
か。

○説明員(阿部達一君) お答えいたし
ます。
〔理事佐多忠隆君退席、委員長着
席〕

○油井賢太郎君 それから非常に建造
費が高くなつておつて、今造つたもの
よりも高いものが相当あると思はれる
のですが、そういう際にはもつと買取
額を低くしてやつたり、そういう
たような措置は講じられないのです
か。

○説明員(阿部達一君) お答えいたし
ます。
〔理事佐多忠隆君退席、委員長着
席〕

○油井賢太郎君 それから非常に建造
費が高くなつておつて、今造つたもの
よりも高いものが相当あると思はれる
のですが、そういう際にはもつと買取
額を低くしてやつたり、そういう
たような措置は講じられないのです
か。

○説明員(阿部達一君) お答えいたし
ます。
〔理事佐多忠隆君退席、委員長着
席〕

○油井賢太郎君 それから非常に建造
費が高くなつておつて、今造つたもの
よりも高いものが相当あると思はれる
のですが、そういう際にはもつと買取
額を低くしてやつたり、そういう
たような措置は講じられないのです
か。

○説明員(阿部達一君) お答えいたし
ます。
〔理事佐多忠隆君退席、委員長着
席〕

○油井賢太郎君 それから非常に建造
費が高くなつておつて、今造つたもの
よりも高いものが相当あると思はれる
のですが、そういう際にはもつと買取
額を低くしてやつたり、そういう
たような措置は講じられないのです
か。

たします船価よりも高くなつた場合
におきましても簿価の割引と申しま
すか、減価措置は取らないことになつ
ておられます。それから御承知のよう
に、いわゆる第四期造船までが公団が
持分を持つて造りました船でござい
まして、最後の最優秀船と言われま
す船あたりでも、大體デッド・ウェ
イト、総トンでございまして、トソ当
り六万トンでありまして、大體現在造
つております船の建造費と比較いたし
まして、特に高いといふものはないと
思つております。

○油井賢太郎君 ついでにもう一つ伺
いたしたいのですが、所有者以外の人が
それでは買取るといふことは絶対に
得ないことになつて居ると了解して
いいわけですね。

○政府委員(吉田晴二君) これは船主
が同意すれば、いいわけでございます
が、同意をしない限りはないといふ
ことになりませう。

○杉山昌作君 この表の二十五年三月
末の百三十五億ですか、これは帳簿
格になつて居るのでございませうか。

○説明員(阿部達一君) お答えいたし
ます。百三十五億と申しますのは、現
在公団の共有の対象になつておる
船舶の、公団の二十四年度期首当初
の乗出しと申しますか、現在の簿
価であります。十三億一千万円は本
年の三月三十一日まで償却されるも
のの簿価でございます。それで三月三十一
日の償却後の船舶の簿価といふものは百二
十一億九千三百万円、かようになつて
おります。

○杉山昌作君 そうすると、これを実
際に今評価して見たら百二十一億以上
であるか、以下であるかという問題が

○説明員(阿部達一君) 現在の簿価
は、御説のように時価に換算いたしま
すれば低いといふことが言えると思
ひます。大體三分の一以下と考えてい
じやないかと思ひますが、ただ国とい
たしましてもこの共有契約の当事者
となるわけでございますが、この際
の契約の基本的な点と申しますか、簿
価で買取ることができるようになつ
ておりますので、時価でこれを売拂
うことはできないことになつてお
ります。ただ相手方の承諾を得ました場
合、或いは十年経過いたしまして船主
の方で、その持分を買取らないとい
ふような場合になりますれば、今後は勝
手に申しますか、船を自由に処分
できます。その場合は一般國有財産の
分の例によつてやることにならな
うに考えております。

○油井賢太郎君 この提出された表の
基本金といふのは五十六億九千七百
万圓となつておられますが、この数字
にてもう一處御説明願ひたいと思
ひます。

○説明員(阿部達一君) この五十六億
九千万圓は先程局長から御説明申上
げました通り、船舶の建造をいたしま
すものと、それから他に細かいもので
あります。什器、備品類の購入と申
しますか、これらの引当でありまして、
これが出資いたしました金額でござい
まして、この内五十一億一千五百万
圓といふものが現在船の共有持分の形に代
つておるわけでございます。

○説明員(阿部達一君) 現在の簿価
は、御説のように時価に換算いたしま
すれば低いといふことが言えると思
ひます。大體三分の一以下と考えてい
じやないかと思ひますが、ただ国とい
たしましてもこの共有契約の当事者
となるわけでございますが、この際
の契約の基本的な点と申しますか、簿
価で買取ることができるようになつ
ておりますので、時価でこれを売拂
うことはできないことになつてお
ります。ただ相手方の承諾を得ました場
合、或いは十年経過いたしまして船主
の方で、その持分を買取らないとい
ふような場合になりますれば、今後は勝
手に申しますか、船を自由に処分
できます。その場合は一般國有財産の
分の例によつてやることにならな
うに考えております。

○油井賢太郎君 この提出された表の
基本金といふのは五十六億九千七百
万圓となつておられますが、この数字
にてもう一處御説明願ひたいと思
ひます。

○説明員(阿部達一君) 現在の簿価
は、御説のように時価に換算いたしま
すれば低いといふことが言えると思
ひます。大體三分の一以下と考えてい
じやないかと思ひますが、ただ国とい
たしましてもこの共有契約の当事者
となるわけでございますが、この際
の契約の基本的な点と申しますか、簿
価で買取ることができるようになつ
ておりますので、時価でこれを売拂
うことはできないことになつてお
ります。ただ相手方の承諾を得ました場
合、或いは十年経過いたしまして船主
の方で、その持分を買取らないとい
ふような場合になりますれば、今後は勝
手に申しますか、船を自由に処分
できます。その場合は一般國有財産の
分の例によつてやることにならな
うに考えております。

○油井賢太郎君 この提出された表の
基本金といふのは五十六億九千七百
万圓となつておられますが、この数字
にてもう一處御説明願ひたいと思
ひます。

○説明員(阿部達一君) 現在の簿価
は、御説のように時価に換算いたしま
すれば低いといふことが言えると思
ひます。大體三分の一以下と考えてい
じやないかと思ひますが、ただ国とい
たしましてもこの共有契約の当事者
となるわけでございますが、この際
の契約の基本的な点と申しますか、簿
価で買取ることができるようになつ
ておりますので、時価でこれを売拂
うことはできないことになつてお
ります。ただ相手方の承諾を得ました場
合、或いは十年経過いたしまして船主
の方で、その持分を買取らないとい
ふような場合になりますれば、今後は勝
手に申しますか、船を自由に処分
できます。その場合は一般國有財産の
分の例によつてやることにならな
うに考えております。

○油井賢太郎君 この提出された表の
基本金といふのは五十六億九千七百
万圓となつておられますが、この数字
にてもう一處御説明願ひたいと思
ひます。

○説明員(阿部達一君) 現在の簿価
は、御説のように時価に換算いたしま
すれば低いといふことが言えると思
ひます。大體三分の一以下と考えてい
じやないかと思ひますが、ただ国とい
たしましてもこの共有契約の当事者
となるわけでございますが、この際
の契約の基本的な点と申しますか、簿
価で買取ることができるようになつ
ておりますので、時価でこれを売拂
うことはできないことになつてお
ります。ただ相手方の承諾を得ました場
合、或いは十年経過いたしまして船主
の方で、その持分を買取らないとい
ふような場合になりますれば、今後は勝
手に申しますか、船を自由に処分
できます。その場合は一般國有財産の
分の例によつてやることにならな
うに考えております。

○油井賢太郎君 この提出された表の
基本金といふのは五十六億九千七百
万圓となつておられますが、この数字
にてもう一處御説明願ひたいと思
ひます。

○説明員(阿部達一君) 現在の簿価
は、御説のように時価に換算いたしま
すれば低いといふことが言えると思
ひます。大體三分の一以下と考えてい
じやないかと思ひますが、ただ国とい
たしましてもこの共有契約の当事者
となるわけでございますが、この際
の契約の基本的な点と申しますか、簿
価で買取ることができるようになつ
ておりますので、時価でこれを売拂
うことはできないことになつてお
ります。ただ相手方の承諾を得ました場
合、或いは十年経過いたしまして船主
の方で、その持分を買取らないとい
ふような場合になりますれば、今後は勝
手に申しますか、船を自由に処分
できます。その場合は一般國有財産の
分の例によつてやることにならな
うに考えております。

○油井賢太郎君 この提出された表の
基本金といふのは五十六億九千七百
万圓となつておられますが、この数字
にてもう一處御説明願ひたいと思
ひます。

○説明員(阿部達一君) 現在の簿価
は、御説のように時価に換算いたしま
すれば低いといふことが言えると思
ひます。大體三分の一以下と考えてい
じやないかと思ひますが、ただ国とい
たしましてもこの共有契約の当事者
となるわけでございますが、この際
の契約の基本的な点と申しますか、簿
価で買取ることができるようになつ
ておりますので、時価でこれを売拂
うことはできないことになつてお
ります。ただ相手方の承諾を得ました場
合、或いは十年経過いたしまして船主
の方で、その持分を買取らないとい
ふような場合になりますれば、今後は勝
手に申しますか、船を自由に処分
できます。その場合は一般國有財産の
分の例によつてやることにならな
うに考えております。

○油井賢太郎君 この提出された表の
基本金といふのは五十六億九千七百
万圓となつておられますが、この数字
にてもう一處御説明願ひたいと思
ひます。

○説明員(阿部達一君) 現在の簿価
は、御説のように時価に換算いたしま
すれば低いといふことが言えると思
ひます。大體三分の一以下と考えてい
じやないかと思ひますが、ただ国とい
たしましてもこの共有契約の当事者
となるわけでございますが、この際
の契約の基本的な点と申しますか、簿
価で買取ることができるようになつ
ておりますので、時価でこれを売拂
うことはできないことになつてお
ります。ただ相手方の承諾を得ました場
合、或いは十年経過いたしまして船主
の方で、その持分を買取らないとい
ふような場合になりますれば、今後は勝
手に申しますか、船を自由に処分
できます。その場合は一般國有財産の
分の例によつてやることにならな
うに考えております。

りの部分は什器、備品類の約百六十万ですか、百五十万ぐらゐのもの、その他に償却いたされまして、現金預金の形でありますものと、それから建造の際におきましてはエンジンとか、ボイラーその他の機装費等につきまして、公団が他のメーカーに発注いたしました、それを又造船所に交付いたしました。建造させるといふ方式をとつて参りましたので、残りの五億八千二百万円、基本金に該当いたしますものは回収されました、償却されました現金と只今申上げました資材類、それと什器備品、こういうことになります。

○油井賢太郎君　そうすると五億八千二百万円というのは時価に換算して見積つた場合には、どんな数字になりますか。

○説明員(阿部達一君)　五億八千二百万円に見合います資産といたしまして、現在このバランスの預現金が四億七千五百万円、只今でもそれだけの額はございます。それから機装費その他が大體一億七千八百万円となつておりますが、これは持つておきます造船機等が戦前等におきましては例えは戦艦のE型等の主要機関の改装といふことを脱みまして作りまして用途が限定されておきます関係上、簿価では売れない、かように思われますが、尙これはまだ御説明いたしておりますが、尙船運運営會が三月三十一日まで総トン数八百トン以上の船を運航いたしておりますので、それから入つて参ります使用料がございまして、これが約三億見込まれておりますし、それから昨年八月から自営になりました船から入つて参ります金利償却、それとこの四月一日から自営になりました

船主の運営によつて入りました収入から諸経費を引きまして残りの金利償却というのもの見込まれて参るのでありますが、九月末における概算といたしましては、五億八千二百万円の基本金を政府に返納いたしまして、尙五千万円程度の黒字になる。かような見通しを立てております。

○松永義雄君　これは公団が解散し清算に入つたから、こういう処置をしよふというのですか。それともこれから公団が解散するのを條件として予めこの規定を作るといふのですか。

○政府委員(吉田晴二君)　これは船船公団は四月一日に解散いたしました、現在清算の途中でございます。そうして先程申上げましたように、この九月三十日に清算を終了しなければならぬということになつております。九月三十日に当然公団がなくなりまして共有持分も公団の方に参る。そうしてその場合には当然今の債務の方も引継いでやらなければならぬ。それにはそういう処理をするためには法律があるというところでこの処置をお願いしているのではありません。

○松永義雄君　その解散の結果、公団の貸借対照表はプラスですか、マイナスですか。

○政府委員(吉田晴二君)　只今御説明いたしましたように、大體において最後の九月三十日におきまして約六億三千万円程度のプラスが残つて来る。正確に申上げますれば、基本金が五億八千万円ですから大體五千万円の黒字が残るといふことになります。

○松永義雄君　公団の従業員はどうなるのですか。

○政府委員(吉田晴二君)　これは各公

団も皆同じことでございますが、公団の解散と同時に或る程度人を減らしまして、それから段々清算の事務が進むに従いまして、不要になりました人は段々整理して行くことになりました。

○松永義雄君　それらの議者の退職手当、或いは経費などはどういふふうになつておられるのでしょうか。

○政府委員(吉田晴二君)　この経費並びに退職金につきましては、これは一般の公務員と同様の取扱になつておるのでございます。

○松永義雄君　その五千万円という金は清算費の引当というふうなことになるのですか、そこまでは行かないのですか。

○説明員(阿部達一君)　五千万円と申しますのは、四月一日から九月末日までの清算に要します費用を、勿論支拂いまして尙五千万円の剰余金と申しますか、それが残るといふ見通しであります。

○松永義雄君　その五千万円は清算の結果プラスとして残るといふ予想なんですか。

○説明員(阿部達一君)　御説の通りであります。それは公団清算後の剰余財産といたしまして同庫に属するものであります。

○森下政一君　それで、船船公団というものが廃止になるならば、今度は船主が任意にこれを経営することになるわけですか、船の運航とか何とかいふものは……。

○政府委員(吉田晴二君)　これは運輸の方は船主が任意にやつてよろしいといふことではあります。

○松永義雄君　それらのは何と申しますか、非常に少い、大體最高は百八十名程度、解散後は百名以内の人になると思ひます。割合に他の公団と比較しては人数が少い。勿論そのあと放つて置いていいというわけではございませんので、船船公団の清算に伴いましてこれの斡旋委員会というものを作りました、そこでできるだけの斡旋をしながら漸次それに見合つて人を減らして行くといふふうによつて参りたいと思つております。

○松永義雄君　成るべく失業者を出さないように一つ気をつけて頂きたいと思ひます。お願いいたします。

○佐多忠隆君　この百三十五億というのは簿価であるわけですね。そうしますと時価で評価すれば先にもちよつと出ましたが、大體どのくらいという見込ですか。

○説明員(阿部達一君)　百三十五億と

申しますのは簿価でございますが、償却前の共有契約当時の簿価ということに相成りまして、三月三十一日現在におきましては、十三億一千万円の償却をいたしておりますので、百二十一億九千三百万円ということになります。大體三倍程度に思ひます。それは先程局長から御説明いたしました、終戦後公団が最初に手がけました戦艦船の中につきましては、最近のものは殆んど時価と同じでございますが、大體三倍程度ではないか、かように考えております。

○佐多忠隆君　そうしますと、その時価で見積つて基本金残額といふのはどのくらいですか。

○説明員(阿部達一君)　基本金残高が時価でいふとどういふ……、恐縮ですが一つ……。

○佐多忠隆君　百二十一億を三百六十三億に置き換えて、基本金による共有持分の基本価格が一応時価で出ますね。

○説明員(阿部達一君)　お答えいたします。仮に百二十一億が三倍といたしまして、三百六十三億になります。七十七億だけ復金の債務でございますので、これは差引くことになりまして二百九十億といふふうになり、要するに五十六億九千七百万円と申しますか、それよりも償却後の五十一億五千万円といふのが正確であります。五十一億五千万円に相当する船価は時価に換算いたしますれば二百九十億になります。

○佐多忠隆君　どういふことですか、基本金が五十六億と見た時価を見積つて二百九十億……。

○説明員(阿部達一君)　百三十五億と

○政府委員(吉田晴二君) その点はつまりこういふことであると思ひます。一応の時価を見積りすると相当大きな金額になる。併し一方から申しますと船主の方に簿価で買取権というものがございませぬ。單にこれが直ぐに処分できるものならば時価で処分するということもできると思ひますが、簿価の買取権があるという、負担条件付きになりませぬので、必ずしもそのようにはならない。それで一応とにかくこの百二十億というもので、政府の方に引き継いでおく。その結果から仮に処分できれば船主がこれを買取りませぬんで、政府の方でこれを処分するということになれば、政府の方に相当の利益が上るといふことも考えられるのですけれども、恐らく將來海運界が多少安定して参りますれば、船主の方でこれを引き取るということになるのではないかと思ひます。

○佐多忠隆君 そうしますと、船舶公団或いはそれを引き継いだ國家が共有持分を持つていたものが、今後船会社が買取る場合には時価が非常に上つたため、非常に沢山の莫大な利益を得るということになると思ひます。その利益を船会社だけが保有して、それが価格の値上りになつたという場合には、これはまあ一応時価の変動による利益として、これ自体にも問題はあらないと思ひますけれども、これは一応その海運業者に帰属しても一応の理窟は立つかも知れませんが、どういふ持分も相当な価格高騰のために、その利益が殆んど全部船会社に帰属するといふ結果になるのでしょうか。

○政府委員(吉田晴二君) その点は、これは非常に問題のあるところかと存じます。ただそれは従来のこの船舶の共有契約、この契約書があるために、又船主が船を造つたというふうな關係になつておりました。現在これを仮に法律等を直すというふうなことにいたしましたも、これは個人の権利を相当侵害することになるのでありまして、やはりこれは或る程度船主との間の交渉によりまして、できるだけ公平な結論を持つて行くことが必要だと思ひます。特にここで政府の方で勝手な措置をとるといふことはできないものであると思ひます。

○佐多忠隆君 共有の持分を國家が引き継ぐ際に、何か勘定の操作として適当な操作をしておくといふことはできないものでしょうか。

○政府委員(吉田晴二君) その点につきましては、これはいろいろ相手のある交渉でございますが、一応考えられますことは、仮にそれは將來どういふことになるかと申しますと、或いは又、將來において船価が下るといふ場合も考えられるわけでありまして、必ずしもここでそういうふうな今までの契約を更改できるかどうかというところは、非常にこれは疑問があると思ひるのであります。

○佐多忠隆君 そうしますと、若しその点で考慮して何とか措置をした方がよいとなれば、この契約自体を變える問題ではなくて、引き継ぎの際の何か勘定の技術的方法では、措置の方法がないというふうな御意見ですか。

○政府委員(吉田晴二君) 現在のところそういうふうな考え方でございませぬ。

○委員長(小串清一君) それでは政府委員の閣僚關係の閣僚部長が見えておられますから、閣僚法の一部改正の法律案について質疑を続行したいと思ひます。

○野瀧勝君 これはもうこの程度で打切るので、ちよつとはつきりして下さい。

○委員長(小串清一君) 今まで御質疑を願つたのは先ずこの程度で一時おきまして、又委員諸君の御希望がありまして、今申しました閣僚法の一部改正の法律案に移ります。

○政府委員(西川基五郎君) 閣僚法の一部を改正する法律案につきまして閣僚部長が来ておりますから、一応概略をもう一度説明したら如何かと思ひます。

○政府委員(石田正君) 或いはお手許にまだ法律案が届いておりませんかと思ひますが、一応正式に上程いたしましたして御審議を願ひます。閣僚法の一部改正に關しますところの法律案を大體御説明させていただきます。

改正の点は大体二点ございまして、一点は税関の官吏に武器を持たせるといふ点でございます。これは終戦後におきますところの密貿易は戦前と非常に性質を異にいたしましたして相当大規模な悪質のものが殖えて参つておられます。特に最近に至りましては、密貿易が兇暴化するといふような傾向が現れておりました。税関の官吏が暴行を受けるというふうな事実が實際問題といたしまして頻々と起つておられます。そこで今回閣僚法の改正をいたしましたして、税関官吏が取締及び犯罪事件の調査をいたしますときに、武器を携帯できるということと、その武器の携帯が許されるに併して、それがどういふ場合に使用できるか、必要止むを得ない場合にのみそれを使用できるという趣旨のことを加え、それから更にもう一條、これは本當に念のためでございますけれども、税関官吏は現行犯の場合には逮捕状なくして逮捕できる。こういうことを附加しておきます。

それから第二の点は特派官吏の定員を行政機関職員定員法の定員外とする点であります。税関では民間から申請するものを派遣いたします。これは手数料を取つておられますが、特派官吏というものは、従来は税関の官制におきましては定員外の取扱をいたしておつたのであります。それが先般行政機関職員定員法を決めます場合に、一応定員の中に繰入れまして規定いたしましたのであります。一年前ばかり前の、状況でありますとまだ民間貿易もそう活況になつておりませんで、特に輸入關係におきまして民間の方の貿易というものも余り盛んでありませんので、一応決つた定員の範囲でやつて参つたのであります。ところが今年になりましてから民間の輸入貿易も活況になつて参りました。自然保税等の關係から税関に對しまして保税倉庫等の要員が殖えて参りました。この情勢で参りますところの人員では処理しきれないという問題が起つておられます。又本来この特派官吏の性質というものが、大体要求に應じて参りますので、特派手数料を出さずといふものにつき

ましては昔の原則に戻りまして、定員の外に置くことができる。併しこれは勝手に置くといふものではありませぬので、予算の範囲におきまして政令の定めるところに置いておくことにする。そうして經濟界の事情に應じて伸縮いたしますことができるようにいたしたい。こういうのが第二点でございます。簡單でございますが、私の説明を終ります。

○委員長(小串清一君) 只今の御説明に御質問ありませんか。

○野瀧勝君 何ですか、これは部長さん、第一の方は分つたのですが、二の方は、結論的に言へば、定員法があつてどうも増員ができないから、何とか特派官吏の増員をして貰いたい。こういう意味なんですか、僕はここで法案だけではよく分らんのですが……。

○政府委員(石田正君) 大體本年のこれから先の状況を見ますと、定員は現在の定員では足りないと思ひます。従つて増員をしなければならぬといふふうに思つておられます。ただこの点は一々この定員法を改正いたしましたして、その都度改正するといふよりも、むしろ定員の枠外に外しまして、そうして予算の範囲で増員をした方がいゝのではないかと。こういうふうな考え方を持つておられます。

○野瀧勝君 そうするとどうも行政整理のあの経緯から見るとですね、そういう余裕があるわけはなかつたわけでありませぬが、大蔵省では財政措置によつてそういう人員の増員などができるような弾力を持つて予算を組んだのですか。

○政府委員(石田正君) 実は財政的な、大蔵省だけの予算から申します

と、必ずしも、何といひますか非常な定員に対して余裕がある、こゝういふうな状況ではございませぬ。従つて私達は正式には追加予算によつて増員の方の予算をお願いしたい、こゝういふふうに存じております。ただ税関だけの事情を申し上げますと、本年は大体百四十人ばかり増員を願つておるのではありません。ところがこの人員と申しますのは、御承知の通りに定員法の改正が遅れまして、年度を越すに至りました。それから又人事院の関係にもなるのであります。その増員した人間をどういふ級に分けるかというやうな点がございまして、そうして本當に行政上とり得るところの体制が完備するまでに、実は時間がかかつてしまつたのであります。そういう関係で、大体少し定員関係には余裕があるといふのは……、定員関係の予算、これには余裕があるといふやうな実情にもなつておりませぬので、いづれ一般的に補正予算等があります場合には、そのときにお願いすることにしたしまして、取敢えずこゝういふことでもやらして頂きたい、こゝういふふうに思つてゐる次第であります。

○野瀧勝君　すると、あなたの言われるのは一応補正予算を出してやるのが妥当であるけれども、臨時措置としてその予算の範囲内で増員を認めて貰いたい、こゝういふ趣旨なんですかね。
○政府委員(石田正君)　予算だけから申しますれば、こゝういふことに相成ります。

○野瀧勝君　それでですね。
○政府委員(石田正君)　はあ。
○森下政一君　この携帯を予想いたしました許しておいでになる武器というの

は、拳銃でございますか。
○政府委員(石田正君)　差当りそうでございます。それ以外にはございませぬ。
○森下政一君　今提案理由の説明によりますと、税関職員に武器を携帯せしめなければならぬという程、最近の密貿易の状況というものは兇悪化しつつある。従つて武器を携帯しなければ取締の徹底を図ることができぬもの、さういふので、差支えない範囲において最近の密貿易の状況といふもの、一体どうなのか、私共一向密らかにしないので、どの程度の密貿易が行われておる、どういふ傾向の下にあるか御説明願ひたい。
○政府委員(石田正君)　最近の密貿易の数字につきましては、数字を、簡単なものを用意してありますから御配付いたしましたので、それで御覧願ひたいと思ひます。ではいづれ数字の刷り出したものを後刻お届けいたさせます。

大体密貿易の件数であります、これは去年の五月までの数字がここにございまして、去年の数字をとつて見ますと、大体五百九十六件になつております。それから今年になりましてからの実績は七百五十件というふうになりつております。これは勿論検査いたした実績でございまして、実際に行われた密貿易がどうであるかというやういふ数字はございませぬ。それから大体兇悪化しておりますという事は、これは大体の傾向から申しますと、戦後において一つの共通的特徴とも言われるのでありますけれども、我々といはしましては、暴行事件等が多いので非常に困つておつたのであります。最近におきましても鹿兒島方面

におきまして、監視員が密貿易取締のために或る密貿易船に赴いたのであります。それが拉致されました、さうして沖繩方面に連れて行かれてしまひました。生死につきまして非常に心配したのであります。幸いにいたしまして大島の方の警察とも連絡がとれまして、恙なく帰つて来るというやうな事件が先月も起つておるのであります。それから又波止場等におきまして、叩かれ若しくは打たれるというやうなことは頻りに起つておるわけでありませぬ。大体いろ／＼なカテゴリーに分れますが、暴行事件というものが戦後千二百件を超えておる、さういふやうな状況であります。で現地の情勢等から申しまして、非常に何と言ひましか、危険を感じような場合が多いのであります。で武器を持たせることによりまして職務の執行ができるのではないかと、こゝういふ工合に考えます。

○森下政一君　なんですか、密貿易を企てておるのは概ね本邦人ですか。
○政府委員(石田正君)　本邦人よりもむしろ外国人の方が多いという状況でございませぬ。
○森下政一君　多いのですか。
○政府委員(石田正君)　はあ。それから暴行事件の方は、これも外国人の方が多いのであります。

○森下政一君　さうして、どういふ場合に武器を実際に用いるか、使用するかとこゝういふような判断ですね、それはこの第六十條に示してあるようですが、税関職員自体の判断ですか。
○政府委員(石田正君)　これは二つの点から押さえてあるのをごいまして、ただ単に税関の官吏が自分の独自の考

え方でさう思うという主観だけでなく、又客観的に見ましても合理的だと判断される場合に限つて使われるのだと、こゝういふやうな規定のし方をいたしております。

○森下政一君　客観的な事象といふのは、本人がこれを見ておるだけで、外に立証もできません。真に止むを得ざる場合であつたとかなんとかいふやうなことは、本人のさういふ主観だけではな。

○政府委員(石田正君)　これは果して真に止むを得ない場合でありましたか、或いは主観的に発砲したかといふやうな問題は、結論的に申しますると、又過剰防衛になつたかどうかといふ問題になるだらうと思ひますが、これは問題が起りました場合に、税関の方でいたしましたは、勿論事情は調査するわけでありませぬ。それからして又不当であるといふやうな問題が起きたといふやうな場合には、当然裁判所の方の判断の問題に相成らうかと思ひます。

○森下政一君　それから密貿易の大体取扱われておる品物を種類別にすると、何がが多いのをごいませぬか。
○政府委員(石田正君)　最近におきましては、ストレプトマイシンでありますとか、サツカリンとか、さういふやうな高価品が多くなつておるやうに思ひます。

○森下政一君　さうすると、比較的容積が小さい……。
○政府委員(石田正君)　容積が少くつて、価格の高い物であります。

○清澤俊英君　ちよつとお伺ひします、この武器を携えてやらせるというのは、特定の税関の構内で行うよ、そ

れ以外の所でもやるのですか。
○政府委員(石田正君)　大体税関の官吏といふものは、勤務地が決まつておるわけでありませぬ。大体その勤務をしております勤務地内において持つというに相成つております。ただ犯罪がありませぬ嫌疑がございまして、さうして犯罪の調査に参りますといふやうな場合にも用いるといふやうな工合に規定されておるわけでございます。

○清澤俊英君　これが今のやうな場合に、犯罪があつて、構外で行われておるものも、これを完全にやるには、こゝういふ微温的なものじゃ駄目じやないでしょうか。
○政府委員(石田正君)　大体大規模なものにつきましては、税関官吏だけにまよまして、殊に今お話がございまして、構外の場合におきましては、税関官吏だけでやることはなか／＼むづかしいと思つております。さういふ場合には税関の官吏は、国家警察なり地方警察なりの援助を求めることができるといふことになつております。実際問題といたしましては、税関官吏だけで危い場合には、国家警察なり地方警察なりに必ず御同行を願うといふ場合も多いでございませぬ。

○清澤俊英君　私らが常識的に考えて見ますと、大体密貿易というやうなもの、構内よりは他の場所で行われる場合の方が多いと思ひます。その点はどうか、どうなつておりますか。
○政府委員(石田正君)　最近何と言ひまするか、密貿易の実際を申し上げますと、構内で行われる場合の方が実際といたしましては件数が多いのでございませぬ。それから構外で行われるもの

○森下政一君　さうすると、比較的容積が小さい……。
○政府委員(石田正君)　容積が少くつて、価格の高い物であります。

○清澤俊英君　ちよつとお伺ひします、この武器を携えてやらせるというのは、特定の税関の構内で行うよ、そ

れ以外の所でもやるのですか。
○政府委員(石田正君)　大体税関の官吏といふものは、勤務地が決まつておるわけでありませぬ。大体その勤務をしております勤務地内において持つというに相成つております。ただ犯罪がありませぬ嫌疑がございまして、さうして犯罪の調査に参りますといふやうな場合にも用いるといふやうな工合に規定されておるわけでございます。

○清澤俊英君　これが今のやうな場合に、犯罪があつて、構外で行われておるものも、これを完全にやるには、こゝういふ微温的なものじゃ駄目じやないでしょうか。
○政府委員(石田正君)　大体大規模なものにつきましては、税関官吏だけにまよまして、殊に今お話がございまして、構外の場合におきましては、税関官吏だけでやることはなか／＼むづかしいと思つております。さういふ場合には税関の官吏は、国家警察なり地方警察なりの援助を求めることができるといふことになつております。実際問題といたしましては、税関官吏だけで危い場合には、国家警察なり地方警察なりに必ず御同行を願うといふ場合も多いでございませぬ。

○清澤俊英君　私らが常識的に考えて見ますと、大体密貿易というやうなもの、構内よりは他の場所で行われる場合の方が多いと思ひます。その点はどうか、どうなつておりますか。
○政府委員(石田正君)　最近何と言ひまするか、密貿易の実際を申し上げますと、構内で行われる場合の方が実際といたしましては件数が多いのでございませぬ。それから構外で行われるもの

は、件数はむしろ少いということでございます。但し、大規模なものは構外で行われます。一例を申し上げますならば、外国の船が入つております、そういう何と言いますか、船の乗組員などが、構内を通しまして密貿易をやるといふようなものが、非常に多いのでございます。

○清澤俊英君　そういう場合であれば、身分も想分つておるのでございませぬ、その兇暴性はないと思つておるのですか、やはり非常に兇暴性を持つておるのですか。

○政府委員(石田正君)　外国人等の取締りに参ります場合に、税関の官吏は、大率して行ければよろしいわけでありまして、併しながら実務問題といつた場合には、そういう事件が起りました場合には、その傍におりました者が一人乃至二人行くわけでありまして、向うに行きました場合に、非常に多くの人間が出て来て、そして殴打されたります、そういう事件が実際問題として非常に多いわけでありませぬ。

○清澤俊英君　こういう場合に、非常にそれが大きい場合であるといふことになれば、微温的なこんなものでは駄目なだから、今度海上保安庁が八千名だか人を殖やすといふことですが、あれらと連絡を取つて完全なものにしたら如何ですか。

○政府委員(石田正君)　我々は、税関だけでこれをやろうと思つておるのではなく、海上保安庁なり國家警察、地方警察といふ方面の方が充實されて、そして援助されるところにふうになりますことは、希望するところでもあり、歓迎するところでもあります。ただ密貿易の取締の主体と

いふものは、現在におきましては、税関といふことに相成つております。税関は、いわゆる検束であるとか、そういう場合におきまして、海上保安庁なり警察の援助を求めることができるといふことになっております。併し、一々援助を求めておつては間に合わないといふような場合もあるわけでございます。そういう点から一つ御了承願ひます。

○愛知揆一君　武器の携帯をするに於いて、小さいことではあります、予算上の措置はどういうことになりませぬか。

○政府委員(石田正君)　率直に申し上げます、予算的な措置につきましては、実は何挺持たせるかといふような問題につきましても、関係方面とまだ話が固まつておらんといふ点がございますので、その話がまとまりましたら、工合によりまして、又予算的措置は講じたいと、こういうふうにお思つておる次第でございます。

○愛知揆一君　それからもう一つ伺いたいのは、税関の職員がいよ／＼武器を持たなければならぬといふ情勢になつたに於いては、非常にこの仕事に危険がいよ／＼大きくなるといふことが考えられるわけでありませぬ。特に税関のこういう危険な仕事に従事する人達に対して、特別に待遇上、或いはその他の危害行為を受けた等の場合における保障等につきまして、何か特別に考へておられますか。

○政府委員(石田正君)　今御質問の点が、二点あるかと思つてございませぬ、後段の方からお答えさせていただきます。危害を受けた場合に特別の保障があるかといふことであります、危険を受けた場合には、一般の職員が公務執行上損害を受けましたと同じ扱いによりましてやつております。この点につきましては、まだ特に予算的措置を講じなければならぬといふ事象は起つておらないのであります。尚、危険な職務につきましますに於いて、何か給與上特別の計らいをする意思はないかといふことでございませぬ、この問題につきましては、税関だけの点から申しますれば、いろ／＼と希望事項も多

いのでございませぬ、これは政府の一般職員全体との関係といふのも考えまして、政府部内におきまして話合をつけました上で、できることであるならば、何らかの措置を講ずるようになつたといふふうにお思つておるやうな次第であります。

○佐多忠隆君　税関職員は今全部どのくらいおられるのか、それからその中のどのくらいに武器を持たせようとしておられるのか、それは人数で言つてどのくらいか、職種で言つてどのくらいか、職種で言つてどのくらいか、その点を一つ。

○政府委員(石田正君)　大体本年度予算で認められましたところの税関の職員の全体の数は、三千七百二十四名に相成つております。併しながら、これ全体が勿論今度の武器携帯の対象となるのではないのでございませぬ。この中には職員、備員といふものがございませぬ。これが大体両方合せて千二百名程おられるわけでありませぬ。然らば千二百人を除いた残りが全部そうなるかといふと、必ずしもそうではないのでございませぬ、これは先程御質問のありました特派官吏といふものがございませぬ。これが四百八十人程おられて、それを除きました一般官吏の中におきま

しても、輸出入の関係であるとか、貨物の価格の関係であるとか、或いは一般の官務的な事務に携わるといふふうな者がございませぬ。我々が対象といつておきますところの人間の数といふものは、大体監視関係、いわゆる密輸入の取締関係をやります監視関係の職員を対象としたのでありませぬ、これは大体千八百人ぐらいの者が現在この仕事に携わつておられるわけでありませぬ。尚この人間に全部一人ずつ持たせるかどうかといふ点でございませぬ、これはまだ関係方面と折衝中でございます。申上げることではございませぬ。ただ気持をいたしましては大体必要最少限度に限りませぬ。こういう気持でいるわけでございます。極端に申しすれば監視関係の人間はこれは、二十四時間勤務でございます。従つて千八百人といふものが全部毎日々々の稼働人員ではないわけでありませぬ。場合によりましては半日或いは三分の一といふようなこともあるのでございませぬ。それらの稼働人員といふものを考えまして、それから又配置場所、或いはその職務といふようなものを考えまして、適宜配置いたしたいといふやうな工合に思つております。ただ具体的にどうなるかといふことは、まだぼつくり申しかねるといふやうな状況であります。

○佐多忠隆君　この密貿易が最近兇悪化しつつあるといふ一、二の事例もあつたのですが、実際に向う側が武器を持つておるといふことと等々のことはあるのですか。

○政府委員(石田正君)　大体向う側が武器を持つて、武器によつて例えれば発砲されて怪我をしたとかいふやうな事

件は少うございませぬ。大体先程申しましたやうな工合に、特定の事件の場所におきましては、こちらの数が少い。向うの方がどうしても大勢である。そこで腕力的にもその他にもいわゆる開きがあるといふので傷害を受ける。こういうことが多いのでございませぬ。

○佐多忠隆君　密貿易はさつき品目を二、三お挙げになりましたが、武器の密輸入といふやうなことも行われておりますか。

○政府委員(石田正君)　今実際に検査した事件の中におきましては、未だ密貿易として武器を押えたといふことはございませぬ。

○佐多忠隆君　それから密貿易で検査されたのが本年度七百五十件ぐらいだつたと思つておられますが、実際にはどのくらいあるかといふお見込みですか。

○政府委員(石田正君)　実は我々は率直なことを申し上げますと、税関行政に携わつておられるところの人員といふものは、先程申しましたやうな工合に約四千人に満たないものかと思つておられますが、最近の事情から見まして、非常に手薄で弱つておるといふのが実情でございます。で官吏だけを見ますと、大体半分に近いものが監視に廻つておるといふやうな実情でございませぬ、この監視はひとり税関の本署だけではございませぬ。支署にも配置いたしておられますし、それから主な港にも配置しておられますので、これを全面的に見ますと非常に手薄になつておる次第でございませぬ。海岸線が長いといふことは御指摘の通りであります、それが、それでいふ密貿易の取締につきましては、税関は現在の人員を以てできるだけのことをいたしております

るが、相当のものが漏れておるといふ、
 こういふふうな場合に我々は感じてお
 るのであります。ただこうしたもの
 だけでは残念ながら資料がございま
 んので、お答えできないと存じます。
 ○佐多忠隆君 それから場所的によつ
 て、どういふ所が主な密貿易の場所
 になつておられますか。

○政府委員(石田正君) 一概には申し
 かねる点がございますが、極く大雑把
 に申しますと、先ず九州方面
 が一番多いのでございます。これは朝
 鮮関係、それから御承知の通りに神
 籠、大島、国外扱いをしております関
 係、台湾関係というふうなこと、或
 は支那大陸の関係、いわゆる隣接地と
 いう関係から申しまして、どうしても
 九州の方面が一番多いというふうな事
 情に相成つております。それからそれ
 に次ぎましては、大体神戸の管轄、即
 ち中国から西の大体関西以西というふ
 うにお考え頂きましたら結構かと思つ
 ております。

○佐多忠隆君 この密貿易の取締はよ
 く分つたのですが、その本邦人でない
 者に対しては、いかなる取締はできる
 わけですか。

○政府委員(石田正君) 現行犯であり
 ます限りにおきましては本邦人以外に
 おいても行なつております。ただ捕え
 ました後におきまして、いわゆる連合
 軍人でありますならば、これを連合
 軍の方へ引渡すというによりまして、
 処分の方につきましては同じこと
 とでございませうけれども、やはり取締
 るというだけの点ですね。現場におけ
 る取締の点におきましては、日本人の
 方も外国人も区別いたして、おしま

なりますれば、関連いたしました四
 百八十人を落すということも合わせて
 決定したいと思ひます。

○佐多忠隆君 そうすると定員外にす
 るというところは、どういふ意味がある
 のですか。

○政府委員(石田正君) 今四百八十人
 の人員を以ちまして実際の警備に当つ
 ておるわけでございますが、それが非
 常に税関の業務にいろいろな圧迫を加
 えまして、現在非常にオーバ・ワー
 キに全体の人員がなつておる状況で
 ございます。それから又現に保稅倉庫等
 の設置の申請がありまして、人がお
 りませぬためにそれができない。こ
 ういふふうな実情も起つて来ておるわ
 けでございます。そこをどう見越し
 まして、私共の考えとしては、本年度
 中にどうしても四百八十人を最低限六
 百八十人ぐらい、二百人ぐらいの増員
 をしなければならぬというふうな考
 えております。ただそれをいふ如何な
 る時期に増員するかという問題につ
 いては、それは実際の必要が起るに
 従つて補充して行くというふうな工合
 にいたしたいと存じておる次第でござ
 います。

○佐多忠隆君 そうすると、これを定
 員外とすると定員外に更に四百八十名
 の増員は認められるのですか。

○政府委員(石田正君) その四百八十
 人を定員外とするに伴ひまして、定員
 法の定員を四百八十人落してござい
 ます。

○佐多忠隆君 そうですか。落してし
 まう、それは今度これに関連して落さ
 れるのですか。

○政府委員(石田正君) 定員外として
 認めることが認め相成りますれば、
 その場合に前の定員をこのままにして
 おきますと、四百八十人実情は税関の
 官吏が殖えてよろしいということに相
 成りますので、その点は工合が悪いと
 思いますので、定員外の措置をお認め

○佐多忠隆君 そうですね。現場におけ
 る取締の点におきましては、日本人の
 方も外国人も区別いたして、おしま

○佐多忠隆君 そういふふうな政令に
 委ねなければならぬというふうに増減な
 り何なりの変化が甚だしいのですか。

○政府委員(石田正君) 大体これは特
 派の問題は輸入方面に關係するわけ
 です。輸出方面ではございませぬ。輸
 入の方はこれはその時の経済事情によつ
 て非常に違つて来るわけでございます
 ですね。例えて見ますならば、國家貿易
 であるというふうな場合におきまして
 は國家が入れるのでありまして、割合
 に税金を納めるとかいうふうな觀念に
 ついては、まあ率直に申しましてルー
 ズに行われるわけなのであります。と
 ころが民間貿易に相成りますと、そ
 う暢気には行かず税金はちゃんと納め
 なければならぬ。併し最近最後の
 見通しがつかぬまでは保稅のまま置いて
 おきたい。こういう氣持になりまし
 て、そうなりますと非常に何とい
 いますか、保稅倉庫として申請して来る
 ことが多くなつて来るわけでありま
 す。それから又これは貿易の増減とも
 関連するのでありまして、貿易が、特
 に輸入貿易の方が計數等におきまして
 殖えますれば、そういうふうな要求も
 殖えるわけでありまして。又貿易が減
 るというところに相成りますれば、そうい
 う又保稅倉庫等の申請も減つて来る。
 こういふわけでありまして、実に貿易
 の状況と、それから國營貿易が民間貿
 易かというふうなことに関連いたしま
 して相当大幅に動くということが予想

されるように思つております。

○油井賢太郎君 この際ちよつと伺
 たいのですが、税関が、この前我々の
 調査したときに、非常に海上保安庁で
 あるとか、通産省であるとか、運輸省
 であるとか、まあ錯雑な機構のために
 税関の機能が十分に發揮できない。こ
 れを何とか直して貰いたいというふう
 な話をごとへ行つてもあつたのですか。
 が、その後多少改善されたのですか。
 相変らずまあ何年か前の状況を今でも
 持続しているのですか。そういう点に
 ついて当局の見解を一つ伺ひいたし
 ます。

○政府委員(石田正君) 税関といいま
 すのは、お話がありました通りに、港
 がありまして、そうしてそこから出
 行つたら、入つて参りまする貨物、或
 りは出入りいたしました人というもの
 に関連するものであります。従つてそ
 の物なり人を対象とするところのい
 ろいろな規制關係が複雑になればなる
 程、税関におけるところの關係事項が
 多くなるわけでありまして、非常に錯
 雑しておるといふ点は、これは段々と
 いろいろ關係の向と話をいたしまし
 て、漸次そのやります事務の範圍とい
 いますか、そういうものが明瞭になつ
 て来つたかあるというふうな存じており
 ます。港灣法制定によりまして法案も
 はつきりいたしました。それから海上
 保安庁の關係にいたしましたも、よく
 話を聞いたいたしました結果、職分のはつ
 きりいたしましたものは關稅法の中
 にも盛り込みまして、その關係を明らか
 しておる。こういうふうな状況に相成
 つております。

○油井賢太郎君 それで大変改善され
 たという話を承承つて心強い感じがす

○佐多忠隆君 そうですね。現場におけ
 る取締の点におきましては、日本人の
 方も外国人も区別いたして、おしま

○佐多忠隆君 そういふふうな政令に
 委ねなければならぬというふうに増減な
 り何なりの変化が甚だしいのですか。

○政府委員(石田正君) 大体これは特
 派の問題は輸入方面に關係するわけ
 です。輸出方面ではございませぬ。輸
 入の方はこれはその時の経済事情によつ
 て非常に違つて来るわけでございます
 ですね。例えて見ますならば、國家貿易
 であるというふうな場合におきまして
 は國家が入れるのでありまして、割合
 に税金を納めるとかいうふうな觀念に
 ついては、まあ率直に申しましてルー
 ズに行われるわけなのであります。と
 ころが民間貿易に相成りますと、そ
 う暢気には行かず税金はちゃんと納め
 なければならぬ。併し最近最後の
 見通しがつかぬまでは保稅のまま置いて
 おきたい。こういう氣持になりまし
 て、そうなりますと非常に何とい
 いますか、保稅倉庫として申請して来る
 ことが多くなつて来るわけでありま
 す。それから又これは貿易の増減とも
 関連するのでありまして、貿易が、特
 に輸入貿易の方が計數等におきまして
 殖えますれば、そういうふうな要求も
 殖えるわけでありまして。又貿易が減
 るというところに相成りますれば、そうい
 う又保稅倉庫等の申請も減つて来る。
 こういふわけでありまして、実に貿易
 の状況と、それから國營貿易が民間貿
 易かというふうなことに関連いたしま
 して相当大幅に動くということが予想

されるように思つております。

○油井賢太郎君 この際ちよつと伺
 たいのですが、税関が、この前我々の
 調査したときに、非常に海上保安庁で
 あるとか、通産省であるとか、運輸省
 であるとか、まあ錯雑な機構のために
 税関の機能が十分に發揮できない。こ
 れを何とか直して貰いたいというふう
 な話をごとへ行つてもあつたのですか。
 が、その後多少改善されたのですか。
 相変らずまあ何年か前の状況を今でも
 持続しているのですか。そういう点に
 ついて当局の見解を一つ伺ひいたし
 ます。

○政府委員(石田正君) 税関といいま
 すのは、お話がありました通りに、港
 がありまして、そうしてそこから出
 行つたら、入つて参りまする貨物、或
 りは出入りいたしました人というもの
 に関連するものであります。従つてそ
 の物なり人を対象とするところのい
 ろいろな規制關係が複雑になればなる
 程、税関におけるところの關係事項が
 多くなるわけでありまして、非常に錯
 雑しておるといふ点は、これは段々と
 いろいろ關係の向と話をいたしまし
 て、漸次そのやります事務の範圍とい
 いますか、そういうものが明瞭になつ
 て来つたかあるというふうな存じており
 ます。港灣法制定によりまして法案も
 はつきりいたしました。それから海上
 保安庁の關係にいたしましたも、よく
 話を聞いたいたしました結果、職分のはつ
 きりいたしましたものは關稅法の中
 にも盛り込みまして、その關係を明らか
 しておる。こういうふうな状況に相成
 つております。

○油井賢太郎君 それで大変改善され
 たという話を承承つて心強い感じがす

されるように思つております。

○油井賢太郎君 この際ちよつと伺
 たいのですが、税関が、この前我々の
 調査したときに、非常に海上保安庁で
 あるとか、通産省であるとか、運輸省
 であるとか、まあ錯雑な機構のために
 税関の機能が十分に發揮できない。こ
 れを何とか直して貰いたいというふう
 な話をごとへ行つてもあつたのですか。
 が、その後多少改善されたのですか。
 相変らずまあ何年か前の状況を今でも
 持続しているのですか。そういう点に
 ついて当局の見解を一つ伺ひいたし
 ます。

○政府委員(石田正君) 税関といいま
 すのは、お話がありました通りに、港
 がありまして、そうしてそこから出
 行つたら、入つて参りまする貨物、或
 りは出入りいたしました人というもの
 に関連するものであります。従つてそ
 の物なり人を対象とするところのい
 ろいろな規制關係が複雑になればなる
 程、税関におけるところの關係事項が
 多くなるわけでありまして、非常に錯
 雑しておるといふ点は、これは段々と
 いろいろ關係の向と話をいたしまし
 て、漸次そのやります事務の範圍とい
 いますか、そういうものが明瞭になつ
 て来つたかあるというふうな存じており
 ます。港灣法制定によりまして法案も
 はつきりいたしました。それから海上
 保安庁の關係にいたしましたも、よく
 話を聞いたいたしました結果、職分のはつ
 きりいたしましたものは關稅法の中
 にも盛り込みまして、その關係を明らか
 しておる。こういうふうな状況に相成
 つております。

○油井賢太郎君 それで大変改善され
 たという話を承承つて心強い感じがす

るのですが、今回の一部改正によつて税関吏も武器を使用することができるといふふうになつた以上、又海上保安庁であるとか、そういう所との責任の掃蕩とか、そういうところははつきりされてゐるのですか。それともお互い協力して国家的見地からやるのですか。又は前の通りセクシヨナリズムで相変らず責任のなすり合いをするようなことがないか、そういう見通しはどうですか。

○政府委員(石田正君) 海上保安庁に關係する限りにおきましては非常に最近仕事が行つてゐるというふうな考へております。それから又海上保安庁との關係につきましては、これは關係法の中に決めてありますように、密貿易の取締には原則として税関が當られる。併し税関の官吏がいよいよな場所におきましては海上保安庁が主としてやる。それから税関の方の役人の要求があつた場合には海上保安庁はそれに協力する。それから尙海上保安庁が密輸事件を摘発し処分するという段階になりますれば、これは税関の方に引継ぎましてやるということ、こういうことになつております。

○油井賢太郎君 先程密貿易の話が出たのですが、密貿易で捕つた物資はどこでどういふふうに分けられておるのですか。どんな程度のいわゆる価格でもつて……、それを分りだつたら伺いたい。

○政府委員(石田正君) 最近の数字につきまして金額の方を申し上げます、最近五月までの数字でございますが、大体件数は先程申しましたような工合に七百五十件でございますが、金額になりますると一億二千六百万円程の金額に相成つております。それからどういふ工合に捕つた場合にやるか、こういうお話でございますが、これにつきましては、税関が押さへた場合におきましては税関におきまして、輕微なるものにつきましては御承知の通りに通告処分いたしましたして、そうして罰金をとりまして処置しておるわけでありませう。併し大きなものにつきましてはこれを檢察院に告発しまして、それからの方で処理するというふうなことに相成つております。それから警察とか海上保安庁とかいうようなところで押さへました場合には、それが直ちに税関の方に引継がれまして、先程税関が押さへました場合に申上げましたと同じような工合に行われるわけでありませう。ただその間におきまして、いわゆる連合国人でございますが、この場合におきましては日本側で裁判管轄権がございますので、連合軍の方に引渡すということになつておる次第でございます。

○油井賢太郎君 今の五月までというのは、一月から五月までの件数ですか。

○政府委員(石田正君) はあ。

○油井賢太郎君 それと、ついでにもう一つ関連して人員ですね、国籍別でちよつとお答え願ひたい。

○政府委員(石田正君) 人員は先程申しました二千二百人でございます。それから国籍別の点につきましては、やはり各個人別に細かい数字が必要でございませうか、大体のところよろしうございませうか。

○油井賢太郎君 大体でよろしいですか。

○政府委員(石田正君) 大体の点で申

しますと、朝鮮人關係、これが約三百人近いものに相成つております。二千二百人の中でございます。それから中国關係が百五十人を少し越しておるような状況でございます。それから大島關係が大体百二十人くらい、沖繩關係が九十人くらい、大体そういうふうな数字になつております。

○油井賢太郎君 この前も何かのとき、実は委員会で聞いて、どうも納得できなかったのですが、七百五十件で一億二千六百万という金額を超えるというのと、一件当りの金額は実に小さなものですね、大体一件当り二万円くらいしかならないのじやないか、實際密輸というのとはそんな小さなものか……。

○政府委員(石田正君) 今申しました数字は、これは公定価格と申しますか、そういうような価格を基準にいたしまして算定いたしておるわけですが、時価にいたしますれば、まあ十倍くらいになるという目算も立つわけでございます。それから尙實際問題として件数で割りましたといふ点は、これはいわゆる税関構内等におきまして船員等、その他立入る人間の密貿易が非常に多い。こういうことでございます。それから、そういう者が割合に早く捕まらしたり何かします関係上、そのときの金額にいたしましては割合に少いのであります。

○油井賢太郎君 それで今の武器携帯の件に返るのですが、どういふときにその武器の使用を認められるのか。そういうことは十分なる訓練を施すのですか。それとも任せ放しにして置くのですか。

○政府委員(石田正君) これは政令に

よりまして、警察官吏の場合等と同じような工合に、詳細なる規定を設けまして、そうして不詳事件の起らないやうに心掛けたい。こういうふうな考へております。

○油井賢太郎君 さうでございますか。

○委員長(小串清一君) この質疑はこの程度にいたしましたして、尙この後で続けようと思ひますが、証券取引委員会事務局長が見えておりますので、一応折角見えたのですから説明を聴きたいと思ひます。尙この問題は後で又お調べの上更に御質疑をお願いいたします。

○政府委員(石田正君) 一つだけ先程政令と申上げましたが、これは訓令、大蔵省内部の規定で、警察の場合も同様でありますので、そういうことに相成るかということをお申上げました。政令と申上げましたのはそれは間違ひでございます。

○佐多忠隆君 そうすると、改正案の中の「政令の定めるところにより」云々、これも直すのですか。

○政府委員(石田正君) これはそこにございませうが「政令の定めるところにより」云々といふのは國警管理の關係でございます。今お話がございましたのは、どういふ場合にどういふ人間が持つるか。どういふ時間を持つるか。それを預つておる場合にはどういふふうな慎重に取扱わなければならぬか。そういうような点については、これは内部の訓令で定める。こういうふうな訂正をいたす次第でございます。

○政府委員(石田正君) 西方を含んでおるわけですか。

○松永義雄君 そこでお尋ねしたいのですが、武器と兇器なる犯罪との關係ですが、如何なる兇器なる犯罪が行われて、その結果檢察院に報告が行つてゐると思ひますから、その報告を取寄せて、犯罪者の犯罪史を、ただ暴行といふことでなく、もう少し詳しい犯罪史を……。

○松永義雄君 簡単ですがね、檢察庁との關係をちよつと聴きたいのですが、只今税関の方で告発している事件と、それから告発する事件に關連しての他の刑法上の犯罪がいろいろあると思ひますが、それが先程おつしやつた七百五十件ということですか。

○政府委員(石田正君) 七百五十件といふ問題ですか。この七百五十件と言ひますのは、これは税関内なり、海上保安庁なり、國警なり、自治體警察なり、そういうふうな密貿易の取締ができる全体といたしまして取押さへました件数でございます。

○松永義雄君 それで、その事件の中に密貿易をやつたから罰金を課せられたとか、或いは兇器なる犯罪で起訴された場合の両方を含んでおるわけですか。

○政府委員(石田正君) 西方を含んでおるわけですか。

○松永義雄君 そこでお尋ねしたいのですが、武器と兇器なる犯罪との關係ですが、如何なる兇器なる犯罪が行われて、その結果檢察院に報告が行つてゐると思ひますから、その報告を取寄せて、犯罪者の犯罪史を、ただ暴行といふことでなく、もう少し詳しい犯罪史を……。

○委員長(小串清一君) 只今松永君の御要求の資料、その他は、資料として参考になるものがまだ皆さんあつたら御要求なすつて、明日でも資料を出して貰ふことにします。それじやこの程度でこの質疑は今日は終りとします。

○委員長(小串清一君) 証券取引委員会の事務局長湯地君が見えてきますから、一応湯地君から説明をして頂きます。

しよ。法案の説明です。
○政府委員(湯地護郎君) 証券取引法の一部を改正する法律案の提案理由の説明は、すでに政務次官からなされたものでありますから、私はこの法案について簡単に御説明申し上げたいと思ひます。

お手許に恐らく法案が参つておると思ひますが、このうちで一番最初にある第二十八條関係のものは、これは次の條文に開通を持つて来るのであります。証券業者の登録をする場合に個人のもの、今實際問題として証券業者は皆会社であります。法律上は個人もできる建前になっております。この法案を整備する意味において、個人の会社登録の場合には、この第十号に規定する資産の額に関する調書を添付しなければならぬ。という一項を入れたわけでありませぬ。それからこの第三十條の二というものは、現在証券業者は登録を受けなければ営業を営んでいけないという規定があるのであります。この登録しないところの本店、或いは支店、そういう場所を証券業者が営んで場合、その行為自体を取締るといふ規定が実は欠けておるのであります。そういうふうな意味でこの点をほつきりいたしたのであります。
それから第三十一條の第一項の關係の方は、これは実は少し複雑な關係があるのであります。この第三十一條の第三号及び第三号の二というところに引いてあります。「この法律の規定に違反した」と云々と、こう書いてあるのです。これを具体的に「第三十九條第二項、第四十條第三項、第五十七條第一項又は第五十九條」といふことをほつき

りいたしたのであります。又一面一部除外したのがあつたわけでありませぬ。「この法律の規定によつて」と云々というところに含まれる分のうちから除外したのがあります。こういうことをいたしました一番の趣旨は、この場合の法律改正によりまして、証券業者の例えは仮に役員の中で、刑罰懲役を受けた者、或いは証券取引法で罰金以上の刑に処せられた者は、五年間証券業者を営んでいけないという規定があります。同時にそういう人が入つておらず証券業者は、これは登録を取消するということになつておられます。これに開通いたしました。或る証券会社が、最初はそのような人がなかつたやうな場合に、途中でそういう人がなつたやうな場合に、証券業者は営業の取消しを受けるわけでありませぬ。その際にこの取消しを受けた証券会社の役員であつた者が、本人はその懲役を受けなくとも、その役員であつた者はやはり五年間は証券業者を営むことができないという規定があります。今度この懲役を受けない別の役員が後になつて五年間の間に他の会社の役員になつたとしますれば、又その証券会社がその規定に該当して証券会社自体が登録の取消しを受ける。こういうふうな順々に循環する虞れがあるのであります。それでこれはそういうふうな懲役を受けた役員がならないことは勿論であります。が、その役員のおつた会社の他の役員について第一回といふところ、次に会社の役員になつたといふところ、その循環を断ち切らう、こういう趣旨であります。これは後程又ゆつくり御説明申し上げます。

法案の中の改正のむしろ主体でありまして、九号、十号、これは御承知の通り現在の証券取引法におきまして、証券業者にならうとする者は一応登録を申請いたしますと、その登録を受け付けた時か法律で決つてある日を経れば登録の効力が生ずる建前になつておられます。先程も申しました通り懲役若しくは罰金の刑を受けた者とか、或いは破産の宣告を受けて復権になつていない者とか、或いは証券という文字を使わない申請書とかいふやうな形式的の欠格條項であります。尤も前の国会の改正におきまして証券業者が常に営業用純資本額五十万円を維持しなければいけぬという規定が、併しこれもあるわけでありませぬ。併しこれら新規に会社を興して営業をするという場合に百万円の資本金であります。ば、営業用純資本額、その当時は五十万円を維持するといふことは簡単でありませぬ。これは暫く商売をやつておりました所有しております株が、値下りをしたとか、或いは社屋を買つたとかいふやうに固定いたしました。営業用純資本額が割るわけでありませぬ。が、とにかく登録当時新規に会社を興したやうな場合には、営業用純資本額五十万円といふことは非常に厳格な制限でありまして、従つて最近のやうな株価の不況な時代におきましても、証券業者の登録の申請が相当参つておるやうな状況であります。それで今

参りまして、従つて株式を所有しております証券会社がその株式の評価損により営業の内容も自然悪化して来る。同時に取引量も一割乃至二割程度減つて参つておるのであります。その上に更に株価が大體半分から四割近くになつておられます関係上、売買手数料というものがこれはやはり株式の時価を基礎にして減減してあります。手数料が決つておられます関係上、幾らか減つたことと、株の単価が減つた。これは相当減つたといふこの二つの要素によりまして手数料収入というものが非常に減つて参つておるのであります。然るに一方先程申しました通り証券業者の登録が殆んど自由登録に近かつた関係と、又昨年、一昨年と株式関係が非常に繁榮であつたといふことのために証券業者になつた者が相当多かつた減つておられます。六月末で千八百十三になつておられます。併しそれによつたし先程申しました通り、取引量及び株の単価の値下りによる手数料収入というものは非常に減つて参つておられます。この千以上の証券業者がその手数料を食い合つていふやうな關係になつて、従つて日々の、毎月の營業収入が赤になるというやうな關係もありません。証券業者自体の中におきましても、或いは又証券取引所或いは証券業協会の中におきましても、この際やはり相当証券業者を整理しなければいかんじやないかといふ議論も起つておるのであります。そういうふうにお互いに自治的に証券業者を整理しようといふ際に、折角そういう話合ができて、その地区において証券業者の数が減つた。従つて今後收支はうまく行くであらうといふやうな場

合でも、今までのやうな登録制度をそのまま置いておきますと、新しい業者がそこへ又出て来る。それではその整理の目的も達し得ないといふやうなこともあります。それから今一つは今までのような登録制度でありますれば、経済的の條件といたしまして先程申しました通り純資本額五十万円さえあれば大體登録ができるのであります。が、ところが暫らく商売を始めて会社の内容が悪くなつた。そういうときに委員会或いは財務局は検査をいたしまして、法令に違反しているといふことで、その登録を取消することになります。れば却つて投資者保護にも欠ける。そういうやうなものは初めから入れない方がよいといふやうなことも考えられるのであります。この際純資本額五十万円といふことの外にこの第九号並びに第十号で新規に証券業者を営もうといふ場合には資本金等の制限を置く。そうしてそれに満たないもの申請に対しては登録の申請の拒否ができておることになりたつたわけでありませぬ。
それからこの第五十六條は、これは前に開通して当然出て来る條文の整理であります。
三十九條第一項、ここにちよつとミス・プリントがあります。第三十九條第一項中「第八号」といふのを「第十号」と改める。これは訂正が出ておると思ひますが。
○委員長(小串清一君) もう一度言つて下さい。
○政府委員(湯地護郎君) 第三十九條第一項中「第八号」を今度は「第十号」と改める。この條文の九号、十号が入つた關係の整理であります。

それからこの第四十一條第二項は、これは一つの新しい事項でありまして、証券会社については営業保証金を納めなければならないということになつております。そうしてそれは現金か、若しくは国債証券で代用ができるという規定になつておりますが、最近国債の償還も相当出て参りまして、国債も少くなつた關係上、その国債の外に地方債証券、或いは特別の法律によつて法人の発行する債券又は社債券もこれに代用できるものとして加えよう、こういふ改正であります。

それから第五十四條第一項第五号の二というのも、これは資本金の制限ができたことに關連いたしましたので、届出義務を當然附加しなければならぬといふ關係で入れたわけでありまして、それから第百一十一條第三項に次の一号を加えるというので、四号が加わつております。これは会社が自分のところの株式等を上場する場合に、その申請書に添附すべき書類の中に、その他証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認められる証券取引委員会規則で定める書類といふのを附加したのであります。これは実は最近会社の会計のいろ／＼な準則、附け方といふものが、段々安本等で審議されました結果、それらにより會計の書類が變つて来るものもありまして、又新たに追加されるようなものが出て参りまして、そういうような場合に備えて、この規定を入れたのであります。差當つて考えておられますのは、剰余金計算書、或いは剰余金処分計算書というようなのは、やはり上場証券の登録申請の際に付けさせるといふことを考えておられるわけでありまして、

それから第百七十一條第四項を削るということとは、第四項は証券取引委員会の事務局長の任免關係、或いは一級官、二級官といふようなことを書いておつた規定でありまして、これは公務員法ができたので、任免権はその局長にあるといふ建前になつたのと、一級官、二級官といふ制度がなくなつたといふ關係で、この規定を削除したのであります。それから第百七十一條第三号の次に一号を入れたのは、先程も申しました登録拒否原因というよりは、最初の三十條の二の行為自体を取締つたことに關連した罰則の規定であります。

それから附則の第二の方は、先程申しました通り、新規に証券業を営むときは、資本金の制限をやるわけでありまして、現在の既存の証券業者については二年間の猶予規定を設けるといふ規定であります。以上簡單でございませう。

○森下政一君 只今御説明があつたのですが、もう一つ念を入れて伺つてみたいと思つたのですが、三十一條の規定の九ですか、会社がその資本金額について証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認められる金額を決めて、それに満たないものは登録を拒否するといふことにあるのですが、その金額は、

○政府委員(湯地謙二郎君) これは実はまだはつきりして決つておりませんが、今のところ一応考えておるところを申し上げたいと思つた。先ず証券の引受け業務をやる証券会社については、これは資本金を大体三千万円にして、

その他の証券会社については、やはり地域的に差をつけて、地域的に而も取引所の会員と非会員とに區別して資本金額を決めよう、こういふふうに考えております。東京、大阪では、会員業者は千円、非会員業者は五百円、名古屋については会員業者が五百円、非会員業者は三百円、それから東京、大阪、名古屋以外の取引所所在地の会員業者については三百円、非会員業者については二百円、それからその他の地域については二百円、こういふふうにと今の一応証券取引委員会としては考えておる次第であります。

つても拂える金は用意して置かなければいけないという意味でありまして、そうして前の国会で改正をお願いした際の考え方といたしましては、証券業者の登録をする場合の條件といふような意味ではむしろなかつたのでありまして、証券会社の営業を続けて行くためには純資本五十万円は要する。従つて新しくできるものも少くともこれは当然なければいかんといふような結果的にできた制限であつたのであります。そういう意味で今まではむしろ証券業者の営業は自由だといふような考え方が前からあつたのであります。が、關係方面も当初はその考え方が非常に強かつたのであります。最近の考え方、今の実情等も分つて参りまして、登録の際の條件、或いは場合によつては免許営業にしてもよろしいといふ話もあつたのであります。併しこれはやはりどういふ臨時国会に免許制度にするかといふような改革をいたすと、いふことは、臨時国会に提案すること、あるいはどうも適當でないこと、また、あつたりとして資本金の制限をこの際、やろう。まあ考え方といたしましては、この資本金額が結局最後の担保力になるとも考えられるわけでありまして、そういう意味で純資本額の外に資本金の制限を置いたわけでありまして、

○森下政一君 前国会でしたか、この証券取引法を審議しましたね。そのときに三十四條に証券業者の営業用純資本額は五十万円を下つてはならないといふ條件があつて、一体五十万円という条件がどういふことと大分念を入れてお尋ねしたのであります。ところが負擔の總額が営業用純資本額の二十倍まで行ける、大体一千万円くらいまで行ける。その枠の範囲においていろ／＼運用できるから、大体純資本金は五十万円ならよからう、安心しておつていいのだといふお話だったのでありますが、今度引受けもやれるから三千万円といふのは、大分大きくなつて来ましたが、これは営業用純資本といふのじやないのです。さういふことになりませんか。さういふことになりませんか。

○政府委員(湯地謙二郎君) 営業用純資本額の五十万円の意義は、これは今度改正いたしましたも続けるつもりであります。それは証券業者が営業を営んでいられる際には少くともこの程度のい

つても拂える金は用意して置かなければいけないという意味でありまして、そうして前の国会で改正をお願いした際の考え方といたしましては、証券業者の登録をする場合の條件といふような意味ではむしろなかつたのでありまして、証券会社の営業を続けて行くためには純資本五十万円は要する。従つて新しくできるものも少くともこれは当然なければいかんといふような結果的にできた制限であつたのであります。そういう意味で今まではむしろ証券業者の営業は自由だといふような考え方が前からあつたのであります。が、關係方面も当初はその考え方が非常に強かつたのであります。最近の考え方、今の実情等も分つて参りまして、登録の際の條件、或いは場合によつては免許営業にしてもよろしいといふ話もあつたのであります。併しこれはやはりどういふ臨時国会に免許制度にするかといふような改革をいたすと、いふことは、臨時国会に提案すること、あるいはどうも適當でないこと、また、あつたりとして資本金の制限をこの際、やろう。まあ考え方といたしましては、この資本金額が結局最後の担保力になるとも考えられるわけでありまして、そういう意味で純資本額の外に資本金の制限を置いたわけでありまして、

○森下政一君 或いは東京大阪なら一千万円、会員業者が...。非会員業者は五百万円、そういうことに今度改正して尚且つ三十四條を置いておく値うちはどこにあるのですか。

或いは持株が相当多くなつてそれが値下りをするということになると、實質的にはもうその資本金が減少するのであります。併し一応資本金額として残つていられるわけでありまして、直ちにそれで以て登録を取消すといふこともできないので、常に営業用資本額、これは恐らく一を思ふ数字だろうと思つて、それを五十万円を維持するといふ必要があるわけがございまして、これを両方置いておるわけでありませう。

○森下政一君 そうするとどういふことになりませうね。結局資本金三千万円といふ、或いは少くとも一千万円といふ、登録するときは適格者であつても、その三千万円が営業用純資本といふことになつて来ると、五十万円を欠けるということもあるかも知れませぬから、そうすると三十四條を置いておかなければならぬ。どういふことになりませうね。そうすると同時に三千万円を、或いは一千万円とか、その他いろ／＼地域的な差別があつたのであります。今のお話によると、これも一定不動のものじやありませんね。そのときの状況によつていろ／＼変えて行かなければならませぬね。そんなことはいですか。

○政府委員(湯地謙二郎君) 余り変えることは好ましくないので、変えることはあるかも知れませぬ。さういふことを予想して何も規定はおかんでおつたか。経済界の実情に応じて変更することはあるのだといふことは何もないわけですか。

○政府委員(湯地謙二郎君) これはやはり委員会規則で決めることになつておられます。

○政府委員(湯地謙二郎君) 御承知の通り仮に千円円の会社でありまして、その会社が営業上損が出るとか、

○油井賢太郎君 大臣の出席要求をし
ておきます。それは大体趣旨は証券取
引法の関係なんですが、大体株価とい
うものは非常に最近下つたのがちよつ
と上つて来ておるのです。ちよつと上
り始まつたら政府は投機的の相を帯
びておるから取引に対して制限を加え
なければならぬ。そういうふうな意
向もあるらしいのですが、どん／＼下
つて、いわゆる政府の方針によつて株
を持つておる者が損をしておるときに
は頼破りをして、少し上り始めると投
機的相を帯びて来ておる……。どう
もそういう趣旨が分らない。そういう
点について大臣の出席を求めて、そう
いう点の十分な説明なり、今後の方
針を聞きたいと思ひますが、お諮り願
ひたいと思ひます。

○委員長(小串清一君) 只今の油井君
の御意見ですが、来週に御要求の通り
政府に要求しますが、実は私も考えて
おつたのですが、先般ここで決議にな
りまして金融財政の問題について調査
をすることになつておりますから、そ
の調査の必要上大蔵大臣、若しくは日
銀總裁という方々を、今非常に期
間が短かいときですけれども、一応要
求をして見ようと思つて、明日からや
るときに御相談いたしまして早速そう
いう手續をしようと思ひます。皆さん
からも御同意がありましたから……。

○野溝勝君 今、委員長がさような意
見を持つておるのは私は非常に結構だ
と思ひます。忙しいと言つても期間
が短かいと言つても朝鮮事件が起つて
財政金融は相当変化するし、その見通
しもあると思ひますので、そういう見
通しを一応聞いた上でやりたいと思ひ
ます。

○委員長(小串清一君) それは非常に
必要だと思ひます。明日は土曜日です
が午前中やりたいと思ひますが、御異
議ございませんか。
【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(小串清一君) 御異議ないと
認めます。明日やりますから、こんな
計画をやるうとうとうことを決めまして
早速政府に要求することにいたしま
す。本日はこれを以て散会いたしま
す。

午後三時四十五分散会
出席者は左の通り。

- 委員
理事
大矢半次郎君
佐多 忠隆君
小串 清一君

- 愛知 揆一君
黒田 英雄君
清澤 俊英君
野溝 勝君
松永 義雄君
森下 政一君
杉山 昌作君
油井賢太郎君
森 八三一君

- 政府委員
大蔵政務次官 西川甚五郎君
大蔵省管財局長 吉田 晴二君
大蔵省主税局長 石田 正君
税関部長
証券取引委員会 湯地謙爾郎君
事務局次長 三井 武夫君
証券取引委員会 三井 武夫君
説明員
公団清算室長 阿部 達一君

七月十九日予備審査のため、本委員会

に左の事件を付託された。
証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律
案

証券取引法の一部を改正する法
律

証券取引法(昭和二十三年法律第
二十五号)の一部を次のように改正
する。

第二十八條第三項第二号中「並び
に」の下に「証券取引委員会規則で定
める様式により作成した第三十一條
第十号に規定する資産の額に関する
調書及び」を加える。

第三十條の次に次の一條を加え
る。

第三十條の二 証券業者は、第二十
九條(第三十二條第四項において
準用する場合を含む)の規定によ
る登録を受けていない本店その他
の営業所又は代理店において証券
業を営んではならない。

第三十一條第三号及び第三号の二
中「この法律の規定」を「第三十九
條第二項、第四十條第三項、第五十
七條第一項又は第五十九條の規定」
に改め、同條に次の二号を加える。

九 会社でその資本金額が、証券
取引委員会が公益又は投資者保
護のため必要且つ適當であると
認め、証券取引委員会規則で定
める金額に満たないもの

十 個人でその証券取引委員会規
則で定める方法によつて計算し
た資産の額が、証券取引委員会
が公益又は投資者保護のため必
要且つ適當であると認めて証券

取引委員会規則で定める金額に
満たないもの

第三十六條中「第三十一條」を「第
三十一條(第三十二條第四項にお
いて準用する場合を含む)」に、「登録
を」を「登録又は登録の変更を」に、
「登録申請者」を「登録申請者又は
登録変更届出者」に改める。

第三十九條第一項中「同條各号」
を「同條第一号乃至第十号」に改め
る。

第四十一條第二項中「国債証券」の
下に「地方債証券、特別の法律に
より法人の発行する債券又は社債
券」を加える。

第五十四條第一項第五号の二を同
項第五号の三とし、同項第五号の次
に次の一号を加える。

五の二 第三十一條第十号に規定
する資産の額が同号の規定によ
り証券取引委員会規則で定める
金額を下つたとき

第六十一條第三項に次の一号を加
える。

四 その他証券取引委員会が公益
又は投資者保護のため必要且つ
適當であると認めて証券取引委
員会規則で定める書類

第二百七十一條第四項を削る。
第二百七十一條第三号の次に次の一号を
加える。

七月二十日予備審査のため、本委員会
に左の事件を付託された。
関税法の一部を改正する法律案

関税法の一部を改正する法律
案

関税法(明治三十二年法律第六十
一号)の一部を次のように改正す
る。

第五十九條及び第六十條を次のよ
うに改める。

第五十九條 税関官吏ハ輸出入貨
物、船舶、航空機又ハ旅客ノ取締
(犯罪事件ノ調査ヲ含ム)ヲ行フ
ニ当リ武器ヲ携帯スルコトヲ得

第六十條 税関官吏ハ前條ノ取締
行フニ当リ特ニ自己若ハ他人ノ生
命若ハ身体ノ保護又ハ公務執行ニ
対スル抵抗ノ抑止ノ為ニ已ムヲ得ザ
ル必要アリト認ムル相當ノ理由ア
ル場合ニ於テハ其ノ事態ニ応ジ合
理的ニ必要ナリト判断セラルル限
度ニ於テ武器ヲ使用スルコトヲ
得

第一百一條ノ三を第一百一條ノ四と
し、以下第一百一條ノ六までを一條と
し、繰り下げ、第一百一條ノ二の次に次
の一條を加える。

第一百一條ノ三 税関官吏ハ刑事訴訟
法第二百三十三條ノ規定ニ依リ逮捕
状無クシテ現行犯人ヲ逮捕スルコ
トヲ得

第一百一條ノ七を第一百一條ノ九と

し、同條の前に次の一條を加える。
第百一條ノ八 税關長ハ私設ノ保税
地域其ノ他關稅法規ノ適用上特殊
ノ取扱ヲ為ス場所ニ税關官吏ヲ常
時派出スルコトヲ得此ノ場合ニ於
テハ当該税關官吏ノ定員ハ行政機
關職員定員法ノ定ムル所ニ依リ同
法第二條第一項ノ定員外ト為スコ
トヲ得

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 行政機關職員定員法（昭和二十
四年法律第百二十六号）の一部を
次のように改正する。

第二條第一項の表大蔵省の項中
「本省一三三、一七三人」を「本省一
一三、六九三人」に、「計一八六、〇
八八人」を「計一八五、六〇八人」に
改め、同表合計の項中「八七二、〇八
一人」を「八七一、六〇一人」に改
め、同條第二項中「前項」を「第一
項」に改め、同項を同條第三項と
し、以下一項ずつ繰り下げ、同條第
一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定める大蔵省の職員
の定員の外、私設の保税地域そ
の他關稅法規の適用上特殊の取
扱をする場所に常時派出するた
め、税關に、予算の範圍内におい
て、政令の定めるところにより、
必要な職員を置くことができる。
3 行政機關職員定員法の一部を改
正する法律（昭和二十五年法律第
百四十号）の一部を次のように改
正する。

附則第四項中「第二條第二項」を
「第二條第三項」に改める。

昭和二十五年八月二日印刷

昭和二十五年八月三日發行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁